特定生産緑地の指定について

1. 概要

平成29年5月に生産緑地法が一部改正され、指定の告示から30年を迎える生産緑地地区について、税制優遇や買取申出ができる時期が10年延長される特定生産緑地制度が平成30年4月1日に施行されました。

それに伴い、平成30年から市民説明会を開催し、制度の周知をするとともに、申請の受付や都市計画審議会での意見聴取等をこれまで進めてきました。

この度、令和4年及び5年に指定の告示から30年を迎える生産緑地地区について、特定生産緑地の指定に向けた手続きが全て完了し、平成4年及び5年指定の生産緑地地区の約24.80haのうち、約99%にあたる約24.46haが特定生産緑地に移行する予定です。

2. 経緯

■平成29年5月 生産緑地法の一部改正

■平成30年4月1日 特定生産緑地制度の施行

■平成30年9月~ 中成31年2月 市民説明会を3回実施

■平成31年1月~ 特定生産緑地の申請受付 令和3年12月

■令和3年3月・11月 都市計画審議会で意見聴取

■令和3年12月24日 特定生産緑地の指定の公示【平成4年指定の約21.81ha】

■令和4年9月30日 都市計画審議会で意見聴取

■令和4年10月20日 特定生産緑地の指定の公示(予定) 【平成4年及び5年指

定の約2.88ha】

■令和4年10月20日 特定生産緑地の指定の解除の公示(予定) 【令和3年12月

24日に指定の公示をした約21.81haのうち、約0.15ha】

■令和4年10月26日 特定生産緑地の指定の解除の公示(予定) 【令和3年12月

24日に指定の公示をした約21.81haのうち、約0.08ha】

3. 内訳

	地区面積	合 計	割合
特定生産緑地に移行する面積 (平成4年指定)	約23.94ha	約24.46ha	約99%
特定生産緑地に移行する面積 (平成5年指定)	約0.52ha		
特定生産緑地に移行しない面積 (平成4年指定)	約0.34ha	約 0.34ha	約1%
特定生産緑地に移行しない面積 (平成5年指定)	0ha		
平成4年・5年指定 生産緑地地区面積	約24.80ha	100%	100%

